

第4回
金光町・鴨方町合併協議会
会議資料

日時 平成16年7月14日(水) 14:00~

場所 金光町民会館3階研修室

金光町・鴨方町合併協議会 委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名	備 考
首 長	鴨方町長	田 主 智 彦	会長
	金光町長	片 山 均	副会長
議 会	金光町議会議長	武 縄 恭 男	
	金光町議会副議長	堀 祐 士	
	金光町議会議員	久戸瀬 祝 三	
	金光町議会議員	真 田 勇	
	鴨方町議会議長	田 口 桂一郎	
	鴨方町議会議員	抽 井 勝 敏	
	鴨方町議会議員	大 西 洋 平	
	鴨方町議会議員	高 橋 範 昌	
学識経験者	金光町商工会	小 田 堅一郎	
	金光町消防団	中 務 光 海	
	金光町文化協会	大 橋 徳 子	
	知的障害者更生施設（金光町）	武 田 きよみ	
	鴨方町教育委員会	田 淵 磊 一	
	鴨方町婦人会	田 中 美智子	
	鴨方町コミュニティ推進協議会	渡 邊 雅 允	
	鴨方町国際交流協会	中 杉 理慧子	
	岡山県井笠地方振興局総務振興課長	光 岡 賢 二	

報告第 1 1 号

新市の名称に関する小委員会協議経過報告について

新市の名称に関する小委員会での協議経過について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 7 月 1 4 日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
新市の名称に関する小委員会
委員長 大橋 徳子

新市の名称に関する小委員会協議経過報告

第1回新市の名称に関する小委員会

1 開催日時及び場所

平成16年6月9日(水) 午後4時～ 鴨方町役場3階委員会室

2 出席委員

堀祐士委員、真田勇委員、田口桂一郎委員、抽井勝敏委員、大橋徳子委員、武田きよみ委員、田中美智子委員、中杉理慧子委員 (全員出席)

3 協議事項

会議の公開

小委員会の会議は原則として公開とすることを確認

委員長、副委員長の互選

委員長に大橋徳子委員、副委員長に田中美智子委員を選出

新市の名称候補の選定方法

- ・ 幅広い意見の集約を図り、住民参加の推進を図るため、公募とすることとした。
- ・ 事務局案を基に、応募対象者の範囲、現町の名称(金光町・鴨方町)使用の可否、小・中学校からの応募を含めた募集方法などについて意見交換を行った。
- ・ おおむね意見は集約されたが、次回の小委員会で最終確認することとした。

第2回新市の名称に関する小委員会

1 開催日時及び場所

平成16年6月28日(月) 午後2時～ 金光町役場2階第1会議室

2 出席委員

全員出席

3 協議事項

新市の名称募集方法

募集方法として、別紙「新市の名称募集要領」を決定した。

新市の名称候補選定要領

名称候補の選定のため、別紙「新市の名称候補選定要領」を決定した。

募集チラシ等について

専用応募はがき付のチラシを作成し、両町の全世帯へ配布するとともに、両町の主な公共施設の窓口にも置き、周知に努めることとした。

また、小学4・5・6年生及び中学生を対象に応募専用用紙を配布し、募集す

ることとした。

今後のスケジュール

8月25日(水)に応募を締め切り、その募集集計結果を9月開催予定の第6回協議会で報告する。その後の小委員会で名称候補の選定を行ったうえで、最終的には協議会で名称を決定することとした。

新市の名称募集要領

1 募集の目的

- (1) 広く新市の名称を公募することにより、幅広い意見の集約を図る。
- (2) 合併問題に対する住民参加の推進を図る。
- (3) 住民の合併に対する関心の喚起を図る。

2 募集の内容

合併新市にふさわしい新市の名称を公募する。

3 募集の方法

(1) 応募資格

だれでも応募できるものとする。

(2) 応募方法

応募は次に掲げるいずれかの方法で行うこととする。

応募専用はがき(応募専用はがき付のチラシを両町の全世帯へ配布するとともに、両町の主な公共施設の窓口にも置き、周知に努める。)

官製はがき

ファックス

電子メール

応募専用用紙(小学校4・5・6年生及び中学生とし、学校を通じて配布・回収を行う。)

(3) 記載内容

新市の名称(ふりがなをつける)

新市の名称の理由

応募者の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号

(4) 応募制限

応募は、1件につき1点(1名称)とし、一人何点でも応募可能とする。ただし、同じ名称での応募は、一人1件限りとする。

新市の名称に使用できる文字は、漢字、ひらがな及びカタカナとする。

(5) 周知方法

チラシ、協議会だより、協議会ホームページ等により行うこととする。

4 募集期間

平成16年7月15日(木)から平成16年8月25日(水)まで(必着)

5 決定及び発表

「新市の名称に関する小委員会」において選定した名称候補（数点）をもって、最終的に金光町・鴨方町合併協議会において新市の名称を決定し、協議会だより及び協議会ホームページ上で発表する。

6 記念品

（１）名付け親大賞

新市の名称に採用された作品の応募者の中から抽選で１名を選び、５万円相当の記念品を贈る。

（２）名付け親賞

上記「名付け親大賞」の抽選に漏れた応募者の中から抽選で５名を選び、１万円相当の記念品を贈る。

（３）優秀賞

新市の名称として小委員会が選定した名称のうち、新市の名称に採用されなかった作品の応募者の中から抽選で１０名を選び、５千円相当の記念品を贈る。

7 その他

（１）原則として、応募されたものの中から新市の名称を決定することとする。

（２）何らかの理由により応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、作品の趣旨を損なわない範囲で、必要最低限の修正をすることができるものとする。

（３）応募された作品に関する一切の権利は、金光町・鴨方町合併協議会及び新市に帰属するものとする。

新市の名称候補選定要領

1 選定基準

新市の名称は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名称で、Aの条件を満たしている作品の中で、 から までの条件のうち1つ以上に該当する名称とする。

A 既存の市名にない名称

地域住民の一体感が感じられる名称

地域が地理的にイメージできる名称

地域の特徴を表す名称

地域の歴史・文化にちなんだ名称

地域の知名度が向上でき、対外的にアピールできる名称

住民等の理想・願いにちなんだ名称

その他新市としてふさわしい名称

2 選定方法

(1) 新市の名称は、小委員会において応募作品の中から新市の名称としてふさわしい作品を数点選定し、これを協議会に報告し、協議会で決定する。

(2) 小委員会における名称候補選定方法は以下のとおりとする。

応募作品の中から、新市の名称に関する小委員会委員一人につき3作品を選定し、無記名投票する。

投票の際に各委員は3作品に順位をつけ、それぞれの点数は第1候補に3点、第2候補に2点、第3候補に1点とする。

得点の多い作品から順に数点を新市の名称候補として協議会に報告する。

報告については、作品ごとに小委員会としての選定理由を検討し、報告書を作成する。

3 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、作品の趣旨を損なわない範囲で、必要最低限の修正をすることができるものとする。

4 選定にあたっての留意点

新市の名称の選定にあたっては、応募数の多少だけでなく、その名称を応募した理由や選定基準を踏まえ、総合的な見地から十分検討を行うものとする。

新しい市の名称を募集します!!

.....募集期間.....

平成16年7/15(木)

↓
8/25(水)
(必着)



金光町・鴨方町合併協議会では、新市の名称を募集します。
金光町と鴨方町が合併して新しく誕生する魅力あるまちに
ふさわしい名称を考えてください。



料金受取人払

鴨方町承認

〒719-0290
POST CARD

7 1 9 - 0 2 9 0

差出有効期間
平成16年8月
25日まで

浅口郡鴨方町
大字六条院中 3050

切手を貼らずに
ご投函ください

金光町・鴨方町合併協議会
事務局 行



裏面の募集要領をご覧ください。左の応募専用はがきにてご応募ください。官製はがき、ファックス、電子メールでも応募できます。皆さんからのご応募をお待ちしています。

金光町、鴨方町の名称は残ります!

例えば

- 市金光町占見新田△△番地
- 市鴨方町六条院中△△番地

となります。

名称募集に関してのお問い合わせ先

金光町・鴨方町合併協議会事務局

TEL : 0865-44-9043 FAX : 0865-44-5771

E-mail : gappei@town.kamigata.okayama.jp

URL : <http://www.town.kamigata.okayama.jp/gappei/index.html>

新しい市の名付け親になりませんか

～募集期間は平成16年7月15日(木)から8月25日(水)まで(必着)～

募集要領

■応募資格

どなたでも応募できます。

■応募方法

以下のいずれかの方法で応募できます。

- ① 応募専用はがき
- ② 官製はがき
- ③ ファックス
- ④ 電子メール

■記載内容

- ① 新市の名称(ふりがな)
- ② 新市の名称の理由
- ③ 応募者の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号

■応募料

- ① 1件につき1点(1名称)、一人何点でも応募可能です。ただし、同じ名称での応募は、一人1件限りです。
- ② 使用できる文字は、漢字、ひらがな及びカタカナです。

■募集期間

平成16年7月15日(木)～8月25日(水)(必着)

■応募先

- ① 郵送 〒719-0295
岡山県清江郡鴨方町大字六条院中 3050
金光町・鴨方町合併協議会事務局
- ② ファックス 0865-44-5771
- ③ 電子メール gappei@town.kamojsta.okayama.jp
- ④ 持参 金光町役場、鴨方町役場、合併協議会事務局

■その他

- 応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、作品の趣旨を損なわない範囲で、必要最低限の修正をすることがあります。
- 応募作品に関する一切の権利は、金光町・鴨方町合併協議会及び新市に帰属します。

選定方法・記念品の贈呈

■選定方法

「新市の名称に関する小委員会」において、応募作品の中から新市の名称としてふさわしい作品を数点選定し、これを協議会に報告して、協議会で決定します。

※新市の名称に採用された作品は、協議会日より、協議会ホームページでお知らせします。

■記念品の贈呈

作品を応募された方の中から、抽選により記念品を贈呈します。

- ① 名付け親大賞 5万円相当記念品(1名)
新市の名称に採用された作品に応募された方
- ② 名付け親賞 1万円相当記念品(5名)
①の「名付け親大賞」の抽選に選ばれた方
- ③ 優秀賞 5千円相当記念品(10名)
小委員会が選定した名称候補のうち、新市の名称に採用されなかった作品に応募された方

選定基準

漢字、ひらがな及びカタカナで書かれた読み書きが容易なもので、以下のAの条件を満たしている作品の中で、①からのまでの条件のうち1つ以上に該当するものとしします。

A 既存の市名にない名称

- ① 地域住民の一体感が感じられる名称
- ② 地域が地理的にイメージできる名称
- ③ 地域の特徴を表す名称
- ④ 地域の歴史・文化にちなんだ名称
- ⑤ 地域の知名度が向上でき、対外的にアピールできる名称
- ⑥ 住民等の理想・願いにちなんだ名称
- ⑦ その他新市としてふさわしい名称

※応募数の多少だけでなく、その名称を応募した理由や選定基準を踏まえて、総合的に選定します。

※原則として、応募されたものの中から新市の名称を決定します。

新市の名称募集

(記入できる名称は1つだけです)

新市の名称	ふりがな	し
		市
名称の理由		
住所	ふりがな	
氏名	ふりがな	
年齢		
性別		
郵便番号		

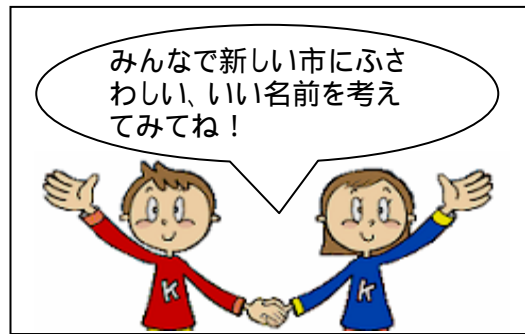
あたらし し な まえ 新しい市の名前を かんが みんなで考えましょう！！

みなさんが住んでいる2つの町(金光町、鴨方町)がいっしょになるために、今、話し合いをしています。

いっしょになって、あたらしい市になったときの名前をみなさんで考えてください。

名前を考えるとときに気をつけること

名前は、漢字・ひらがな・カタカナのどれかにしてください。



おう ぼ せん よう よう し 応募専用用紙

(記入欄)

あたらし <small>し</small> 新しい市 の <small>な</small> <small>まえ</small> 名前	(ふりがな)	<small>し</small> 市
どうしてこの <small>なまえ</small> 名前をつけたの？		
<small>がっ こう めい</small> 学校名		<small>しょう がっ こう</small> 小学校
<small>がく ねん くみ</small> 学 年・組	<small>ねん</small> 年	<small>くみ</small> 組
<small>な</small> <small>まえ</small> 名 前		
<small>じゅう しょ</small> 住 所	〒	-

【小学校 金光町・鴨方町合併協議会】

新しい市の名前をみんなで考えましょう！！

みなさんが住んでいる2つの町(金光町、鴨方町)では、合併を目指して、現在、話し合いをしています。

合併して誕生する新しい市の名前をみなさんで考えてください。



名前を考えていただくときの注意点

漢字・ひらがな・カタカナを使った名前としてください。

以下のAの条件を満たして、 から のどれかにあてはまる名前としてください。

A 既存の市名にない名前

- 地域住民の一体感が感じられる名前
- 地域が地理的にイメージできる名前
- 地域の特徴を表す名前
- 地域の歴史・文化にちなんだ名前
- 地域の知名度が向上でき、
- 対外的にアピールできる名前
- 住民等の理想・願いにちなんだ名前
- その他新市の名前としてふさわしい名前



応募専用用紙

(記入欄)

新しい市の名前	(ふりがな)	し
		市
その理由		
学校名	中学校	
学 年・組	年	組
名 前		
住 所	〒	-

【中学校 金光町・鴨方町合併協議会】

報告第12号

議会の議員及び農業委員会の委員の定数及び任期に関する
小委員会協議経過報告について

議会の議員及び農業委員会の委員の定数及び任期に関する小委員会での協議経過
について、別紙のとおり報告する。

平成16年7月14日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
議会の議員及び農業委員会の委員の
定数及び任期に関する小委員会
委員長 渡辺雅允

議会の議員及び農業委員会の委員の定数及び任期に関する
小委員会協議経過報告

第1回議会の議員及び農業委員会の委員の定数及び任期に関する小委員会

1 開催日時及び場所

平成16年7月5日(月) 午後3時～ 金光町役場2階第1会議室

2 出席委員

武縄恭男委員、久戸瀬祝三委員、大西洋平委員、高橋範昌委員、小田堅一郎委員、中務光海委員、田淵磊一委員、渡辺雅允委員(全員出席)

3 協議事項

会議の公開

小委員会の会議は原則として公開とすることを確認

委員長、副委員長の互選

委員長に渡辺雅允委員、副委員長に中務光海委員を選出

議会の議員の定数、任期及び報酬に関すること

- ・ 事務局から特例に関する制度や県内の合併協議会での取扱いや報酬の状況等について説明を受け、質疑や意見交換をしたが、さらに研究、検討をすることとした。

農業委員会の委員の定数、任期及び報酬に関すること

- ・ 事務局から特例に関する制度や県内の合併協議会での取扱いや報酬の状況等について説明を受け、質疑や意見交換をしたが、さらに研究、検討をすることとした。

今後のスケジュールについて

- ・ おおむね月1回程度小委員会を開催し、さらに検討を重ねることとした。

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提出する。

条例、規則等については、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- 3 合併後、逐次制定し、施行させるもの

平成 16 年 6 月 9 日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
会 長 田 主 智 彦

金光町・鴨方町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	1 2	協定項目名	条例、規則等の取扱い
調整の内容	<p>条例、規則等については、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの</p> <p>2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>3 合併後、逐次制定し、施行させるもの</p>		

項目	金光町	鴨方町	備考
条例、規則等	条 例	1 4 1 本	平成 1 6 年 4 月 1 日 現在
	規 則	1 1 3 本	
	その他	1 1 6 本	
	(規 程 ・ 要 綱 等)	(規 程 ・ 要 綱 等)	

新設合併の場合、新市発足時には、金光町及び鴨方町の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において必要な条例・規則等は、原則として新たに制定し施行する必要がある。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

〔 施行の方法による区分 〕

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時決定し、施行させる必要があるもの

(制定手続きによる分類)

条 例	制定権者(市長職務執行者)の専決処分により即時制定し、施行する。 (地方自治法第179条第1項)
規則、訓令、 その他	制定権者(市長職務執行者)の職権により制定し施行する。 (地方自治法第15条第1項)

- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

新市の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則等を新市の条例・規則等として引き続き施行させる。(地方自治法施行令第3条)

- 3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

(1) 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等)

(2) 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの

条例、規則の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（条例の制定及び罰則）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 略

（規則）

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 略

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2・3 略

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

町、字の区域及び名称の取扱いについて

町、字の区域及び名称の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 字の区域については、従来のとおりとする。
- 2 町、字の名称については、現行の大字名から「大字」の字句を削除し、「浅口郡」を新市の名称に置き換える。

平成16年6月9日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	18	協定項目名	町、字の区域及び名称の取扱い
調整の内容	1 字の区域については、従来のとおりとする。 2 町、字の名称については、現行の大字名から「大字」の字句を削除し、「浅口郡」を新市の名称に置き換える。		

金光町		鴨方町		具体的な例
現行	合併後	現行	合併後	
大字上竹	上竹	大字鴨方	鴨方	浅口郡金光町大字占見新田751番地 市金光町占見新田751番地
大字下竹	下竹	大字益坂	益坂	
大字八重	八重	大字地頭上	地頭上	
大字占見新田	占見新田	大字本庄	本庄	浅口郡鴨方町大字六条院中3050番地 市鴨方町六条院中3050番地
大字占見	占見	大字小坂東	小坂東	
大字地頭下	地頭下	大字小坂西	小坂西	
大字佐方	佐方	大字深田	深田	
大字須恵	須恵	大字六条院西	六条院西	
大字大谷	大谷	大字六条院中	六条院中	
		大字六条院東	六条院東	
		みどりヶ丘	みどりヶ丘	
		鳩ヶ丘	鳩ヶ丘	

地方自治法抜粋

(市町村区域内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

町または字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は町または字の単なる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは全く無関係に付けられたものでなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられたものであり、歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地域と深く結びついている場合が多い。また、市町村の支所、出張所、学区等は町または字を単位または基準としていることも少なくない。したがって、町や字は住民の日常生活に、直接・間接影響を及ぼす場合が多い。

本条において「町若しくは字の区域を新たに画する」とは、新しい区画を設ける場合だけでなく、新たな町名または字名を付ける場合も含む。町村合併により設置された町または村において第1項の規定により、新たに一部の地域を除き大字の区域を画することもできる。（昭和30年12月6日自丁行発184号）

「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更」することのうち「町若しくは字の名称を変更」とは、町または字の区域を変更すると同時にその名称を変更する場合も含むのであって、単に従前の町または字の名称を変更する場合に限られない。市町村の区域内の町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする場合、当該市町村が指定都市（262条の19第1項）以外の市である場合において、その町若しくは字の名称中に「何市何区何町何丁目」のように「区」の文字を使用することは出来ない。（昭和26年11月28日地自発395号）

市町村の廃置分合および境界変更の際、字の区域および名称を変更しないで旧町村の字の区域および名称とする場合には本条の手続きを要しない。（昭和30年3月30日自丁振発30号）

なお、本条の「字」には、いわゆる字のみならず「大字」、「小字」も含むと解されている。市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが字と同様に考えてよい。（昭和23年8月9日自発519号）

本条の定める字区域の変更等の議案は、市町村長のみが提出することができる。（昭和22年9月12日山形県総務部地方課宛回答）

市町村名及び市町村内の町名又は字名の字体が常用漢字（当用漢字）字体表にない従来字体である場合、常用漢字（当用漢字）字体表の字体を用いて書き表すことについては、地方公共団体及び町又は字の名称の変更に該当されないものとされている。そして、不動産登記その他法令に基づく手続き等を行うにあたり、その名称を常用漢字（当用漢字）字体表の字体によって書き表しても法令上有効なものと認められることになっている。したがって、登記上これを直す手続きをとらなくても実務上差し支えないと思われるが、あえて登記簿を直す必要がある場合には、法務局と相談すること。（昭和33年4月21日付け行政局長通知）

字の区域や名称を変更する場合、自治法上、居住者又は土地所有者の承諾を必要とする明文の規定はない。また、字は行政区画であり、所定の法的手続きにより設置、変更又は廃止されることになっているので、これらのものについて字の区域及び名称を変更されないという権利が、一般的に保障されているとは考えられない。したがって、事実上の問題として、事前に居住者や土地所有者の意向を打診し、区域や名称の変更決定に反映させるため協議することはともかく、法的には、これらの者の承諾を得なければならないものではない。（市町村境界変更等事務の手引H8.4 熊本県総務部地方課）

過去の合併事例や他の市町村で設置されている合併協議会では、そのほとんどが町名、字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来町名、字名をそのまま使用し、合併関係市町村内に同一又は類似の町名、字名が存在していると、住民登録、郵便などの住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、この部分についてのみ変更をする取扱いとしている。

県内の状況

邑久郡合併協議会（牛窓町、邑久町、長船町）

- 1 字の区域については、従来のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、「邑久郡」を「市」に置き換えるものとする。

例：邑久郡 町 2番地

市 町 2番地

備前市・日生町・吉永町合併協議会（備前市・日生町・吉永町）

- 1 字の名称については現行のとおりとする。
- 2 市町村名・字名については、次のとおりとする。
 - (1) 備前市については、「備前市」を新市の名称に置き換える。
 - (2) 日生町については、現行の大字名から「大字」の字句を削除し、「和気郡」を新市の名称に置き換える。
 - (3) 吉永町については、「和気郡」を新市の名称に置き換える。

例：備前市西片上 和気郡日生町大字日生 和気郡吉永町吉永中

市西片上 市日生町日生 市吉永町吉永中

高梁地域合併協議会（高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町）

- 1 1市4町の町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 1市4町の町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 高梁市については、現行のとおりとする。
 - (2) 有漢町、成羽町、川上町及び備中町については、現行の 大字名から「大字」の字句を削除し、「上房郡」「川上郡」を新市の名称に置き換える。

例：高梁市松山 番地 上房郡有漢町大字有漢 番地

市松山 番地 市有漢町有漢 番地

川上郡成羽町大字佐々木 番地 川上郡川上町大字地頭 番地

市成羽町佐々木 番地 市川上町地頭 番地

川上郡備中町大字志藤用瀬 番地

市備中町志藤用瀬 番地

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 市章については、合併時に新たに定める。
- 2 市民憲章については、新市において新たに定める。
- 3 市の花・木・歌等の象徴的な事項については、新市において検討する。
- 4 宣言については、新市において検討する。
- 5 表彰については、新市において新たに定める。ただし、名誉町民については、新市に引き継ぐ。

平成16年6月9日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	19	協定項目名	慣行の取扱い
調整の内容	<p>1 市章については、合併時に新たに定める。</p> <p>2 市民憲章については、新市において新たに定める。</p> <p>3 市の花・木・歌等の象徴的な事項については、新市において検討する。</p> <p>4 宣言については、新市において検討する。</p> <p>5 表彰については、新市において新たに定める。ただし、名誉町民については、新市に引き継ぐ。</p>		

項目	現況		調整内容
	金光町	鴨方町	
町章	<p>明治38年(1905年)4月1日に竹村・占見村・吉備村が合併し三和村(後の金光町)となる。大正2年(1913年)に庁舎を新築した際に、その玄関にこのマークが入れられていた。昭和42年(1967年)に新町章を募集したが、結局このマークに決定し、金光町の町章となっている。</p>  <p>(昭和42年制定)</p>	<p>「か」(鴨)「方」の図案化で総体を鴨の飛翔に擬し、併せて町の躍進を象徴する。</p>  <p>(昭和32年制定)</p>	<p>合併時に新たに定める。</p>
町民憲章	<p>霊峰遙照山のふもと、美しい自然に恵まれた金光町は、文化のまち、宗教のまちとして栄えてきました。わたくしたちは、このまちを愛し希望に満ちた未来をひらくために、たゆまぬ努力を続けます。</p> <p>1. 自然を愛し、緑豊かな美しいまちをつくりまします。</p> <p>1. 教養を高め、文化と伝統の息づくまちをつくりまします。</p> <p>1. 人を大切にし、心のふれあう住みよいまちをつくりまします。</p> <p>1. 仕事に励み、活気あふれる豊かなまちをつくりまします。</p> <p>1. スポーツに親しみ、健康でさわやかなまちをつくりまします。</p> <p>(昭和63年制定)</p>	<p>わたくしたちのふるさととは、ひじりなる遙照の山々のもと、豊かな田園と伝統に培われた教育と文化のまちです。</p> <p>わたくしたちは、希望に輝くまち鴨方を愛し、未来にのびゆくまちづくりのために、力を合わせて、たゆまない努力を続けます。</p> <p>1. 健康に努め、楽しいまちをつくりまします。</p> <p>1. 教養を深め、文化のまちをつくりまします。</p> <p>1. 勤労を尊び、豊かなまちをつくりまします。</p> <p>1. 福祉を高め、幸せなまちをつくりまします。</p> <p>1. 秩序を守り、明るいまちをつくりまします。</p> <p>(昭和50年制定)</p>	<p>新市において新たに定める。</p>

町の花、木	町の花 ... サツキ 町の木 ... クロマツ (昭和48年制定)	町の花 ... モモ 町の木 ... クロマツ (昭和60年制定)	新市において検討する。
町の歌	<p>金光町の歌</p> <p>1 天地のめぐみ ゆたかなる 吉備の広野に いや高く 文化はかおる 若き町 おおわが郷土 金光町</p> <p>2 遙照の嶺に 見はるかす 瀬戸に内海 いや広く 世界につながる 神の町 おおわが郷土 金光町</p> <p>3 昔を今に 三和村の 清きところを いや深く 平和に生きる 人の町 おおわが郷土 金光町</p> <p>作詞：佐藤一徳 作曲：松田豊治</p> <p>(昭和37年制定)</p>	<p>鴨方町の歌</p> <p>1 緑は映える遙照の 山脈清し竹林寺 銀の円塔がよびかける 高い理想をこの胸に わがふるさとよ鴨方よー</p> <p>2 花咲き満ちてうらゝかに 紅そめる桃の丘 はげむ努力の一すじに ものはゆたかに育ちゆく 明るい町よ鴨方よー</p> <p>3 産業都市の明日の日を にないて進むよろこびよ むすぶ心は曇りなく ひらけ文化の栄光を 伸びゆく町よ鴨方よー</p> <p>作詞：赤松月船 作曲：菱川欣三郎</p> <p>(昭和40年制定)</p>	新市において検討する。
宣言	<p>非核の町宣言 昭和60年3月22日定例会</p> <p>敬老自治体宣言 平成4年3月23日定例会</p> <p>コメ市場開放反対宣言 平成4年3月23日定例会</p> <p>暴力団追放に関する宣言 平成4年6月12日定例会</p> <p>人権尊重の町宣言 平成4年9月17日定例会</p> <p>違法銃器根絶に関する宣言 平成9年6月18日定例会</p> <p>夜光反射材着用推進の町宣言 平成11年6月16日定例会</p>	<p>青少年健全育成町宣言 昭和54年3月17日定例会</p> <p>世界連邦宣言 昭和59年6月16日定例会</p> <p>交通安全宣言 昭和59年9月18日定例会</p> <p>非核平和宣言 昭和63年3月14日定例会</p> <p>生涯学習の町・鴨方宣言 平成6年9月19日定例会</p> <p>人権尊重の町・鴨方宣言 平成8年6月13日定例会</p> <p>シートベルト着用推進宣言 平成9年12月19日定例会</p> <p>夜光反射材着用推進の町宣言 平成11年6月17日定例会</p>	新市において検討する。

<p>表彰</p>	<p>[金光町表彰条例] (昭和42年制定)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、金光町の政治経済、文化、社会その他全般にわたって町政の振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって金光町の自治の振興を促進することを目的とする。</p> <p>(表彰の種類) 第2条 表彰は、功労表彰及び善行表彰の2種とする。</p> <p>(功労表彰) 第3条 功労表彰は、次の各号の1に該当する者のうち、功労顕著な者について町長が議会の同意を得て行う。</p> <p>(1) 町長の職にあつて12年以上在職した者</p> <p>(2) 議会議員の職にあつて16年以上在職した者</p> <p>(3) 任命について議会の同意を得て選任される各種特別職にあつて20年以上在職した者</p> <p>(4) 町の職員その他これに準ずる者にあつて25年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者</p> <p>(5) その他の者にして特に功労のあった者</p> <p>2 功労者には、表彰状及び記念品を贈呈する。</p> <p>第4条 前条の在職年数は、月をもつて計算し、中断した場合であっても前後の年数を通算し、表彰期日において6ヶ月以上の端数を生じたときは、1年とする。</p> <p>(善行表彰) 第5条 善行表彰は、次の各号の1に該当する者について、町長が議会の同意を得て行う。</p> <p>(1) 町の公益事業に尽力し、又は公務を援助し、その成</p>	<p>[鴨方町表彰条例] (昭和55年制定)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、本町の町政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があつたものを表彰し、もつて町の自治の振興を促進することを目的とする。</p> <p>(表彰の種類) 第2条 表彰は、功労表彰及び特別功労表彰並びに善行表彰とする。</p> <p>(功労表彰) 第3条 功労表彰は、次の各号の1に該当する者について行う。</p> <p>(1) 本町の産業、経済、文化教育、衛生、社会福祉その他公共のことに寄与し、その功労が顕著な者</p> <p>(2) 多年本町の公職にあつてその功労が顕著な者</p> <p>(特別功労表彰) 第4条 特別功労表彰は、前条の功労が特に顕著な者について行う。</p> <p>(善行表彰) 第5条 善行表彰は、次の各号の1に該当する者について行う。</p> <p>(1) 公共のことに尽力し、又は町の事務をほう助して業績が顕著な者</p> <p>(2) 徳行が顕著で、他の模範とするに足る者</p> <p>(3) 本町に対し多額の金品を寄附した個人又は団体</p> <p>(4) その他町長において表彰すべき事績があると認めたる者</p> <p>(表彰の方法) 第6条 表彰は、町長がこれを行う。</p> <p>2 表彰は、表彰状の授与によつて行い、金品を加授することができる。</p> <p>(追彰) 第7条 第3条から第5条に該当する者が、表彰の日前に死亡したときは、これを追彰し、表彰状及び</p>	<p>新市において新たに定める。 名誉町民は新市に引き継ぐ。</p>
-----------	---	---	--

	<p>績顕著な者 (2) 町の公益のため50万円以上の私財を寄附した者 (3) 一般町民の模範となるような善行をした者 (団体表彰) 第6条 前条の規定は、団体について準用する。 (被表彰者が死亡した場合の措置) 第7条 この条例によって被表彰者となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状、記念品及び金品は、その遺族に与える。 (功労者に対する特別待遇) 第8条 功労者は、町の挙行する各種の儀式その他の場合に招待し、死亡したときは、祭し料及び弔辞を贈呈する。</p> <p>[金光町名誉町民条例] (昭和41年 条例第3号) (目的) 第1条 この条例は、社会の進展及び文化の興隆に功績があつた者に対しその功績を称え、町民の尊敬の意を表することを目的とする。 (適用の範囲) 第2条 この条例の規定による被表彰者は、金光町民又は金光町に特別縁故の深いもので、政治、経済教育、文化、産業その他広く社会の進展に貢献し、又は町勢発展に功績顕著で深く尊敬されるものについて、町議会に諮って町長が定める。 (表彰) 第3条 前条による被表彰者に対しては、金光町名誉町民の称号及び金光町名誉町民賞を贈る。 (規則への委任) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>該当者：原田 鼎 氏(故) 平成元年2月28日名誉町民</p>	<p>加授の金品はその遺族に授与する。 (規則への委任) 第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>[鴨方町名誉町民条例] (昭和55年 条例第124号) (目的) 第1条 この条例は、本町の町民又は本町に縁故の深い者で、本町の発展又は社会文化の進展に著しい貢献があつた者に対し、鴨方町名誉町民の称号を贈り、その功績をたたえることを目的とする。 (決定) 第2条 名誉町民は、町長が議会の同意を得て定める。 (顕彰) 第3条 名誉町民には、名誉町民状に添えて名誉町民章を贈る。 (特典及び待遇) 第4条 名誉町民に対しては、次の待遇を与えるものとする。 (1) 町が行う式典への招待 (2) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔慰 (3) その他町長が適当又は必要と認める待遇</p> <p>該当者：なし</p>	
--	---	---	--

国際・姉妹都市交流事業の取扱いについて

国際・姉妹都市交流事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 姉妹都市交流については、新市に引き継ぐ。
- 2 国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、各種交流事業の推進に努める。

平成16年6月9日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23 - (1)	協定項目名	国際・姉妹都市交流事業の取扱い
調整の内容	<p>1 姉妹都市交流については、新市に引き継ぐ。</p> <p>2 国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、各種交流事業の推進に努める。</p>		

項目	両町の現況		備考
	金光町	鴨方町	
(姉妹都市交流) 姉妹・友好提携	<p>中華人民共和国・上海市奉賢区</p> <p>姉妹・友好提携は行っていない。</p> <p>【交流の経緯】</p> <p>民間交流から始まり平成14年7月及び11月に行政・議会訪問団が奉賢区及び青村鎮を訪問。平成16年5月14日に奉賢区の企業団より表敬訪問を受けた。</p>	<p>オーストラリア・ティーツリーガリー市</p> <p>【友好提携年月日】</p> <p>平成9年10月22日</p> <p>【提携の経緯】</p> <p>平成7年から交流が始まり、平成9年10月22日にティーツリーガリー市役所で町長と市長が友好提携に関する協定書に署名</p> <p>【交流内容】</p> <p>訪問団や中学生の相互派遣、特産品の紹介など、各方面で交流</p> <p>中華人民共和国・高安市</p> <p>【覚書締結年月日】</p> <p>平成13年10月10日</p> <p>【交流の経緯】</p> <p>平成7年から江西省との交流が始まり、平成11年に江西省高安市との交流に発展。平成13年10月10日に高安市役所で町長と市長が友好交流に関する覚書に署名</p> <p>【交流内容】</p> <p>訪問団や中学生の相互派遣、研修員の受入等で交流</p>	

項目	両町の現況		備考
	金光町	鴨方町	
(国際交流) 海外派遣研修事業	該当なし	<p>鴨方町海外派遣研修事業</p> <p>【目的】 諸外国の社会、経済、行政事情、教育事情等について調査・研究するとともに国際交流を通じて、国際的視野を高め、町行政の効率的運営に資する。</p> <p>【内容】 訪問団の派遣等</p> <p>【派遣研修対象者】 町民、町議会議員、町職員で条件を満たす者、その他特に町長が適当と認められた者</p> <p>【派遣人数】 毎年度予算の範囲内で決定</p> <p>【実績】 平成15年度、20人をオーストラリア・ティーツリーガリー市に派遣</p>	
		<p>鴨方町青少年海外派遣事業</p> <p>【目的】 海外の文化、生活習慣等を直接に学び、国際理解や国際感覚を養うことにより、国際化時代に対応できる人材を育成する。</p> <p>【内容】 町内在住の青少年の海外派遣</p> <p>【派遣研修対象者】 町内在住青少年で条件を満たす者</p> <p>【派遣人数】 毎年度予算の範囲内で決定</p> <p>【実績】 平成14年度、中学2・3年生15人をオーストラリア・ティーツリーガリー市に派遣（ホームステイ等）</p>	

項目	両町の現況		備考
	金光町	鴨方町	
		<p>青少年海外交流受入事業</p> <p>【目的】 友好提携に基づき派遣される青少年を受け入れ、町内ホームステイや学校体験、町内外の観光・文化施設、日本伝統行事体験等で交流を図る。</p> <p>【内容】 派遣される青少年の訪問受け入れ</p> <p>【受入人数】 派遣元と協議し、毎年度予算の範囲内で決定</p> <p>【実績】 平成15年度、オーストラリア・テイツリーガリー市の高校から14人を受け入れ</p>	
		<p>中学生中国派遣研修事業</p> <p>【目的】 中学生が中国の文化、生活習慣などを学ぶことによって、国際理解を養い、国際化時代に対応できる人材を育成する。</p> <p>【内容】 鴨方中学校と高安の中学校（中国江西省）との相互訪問（ホームステイ）による学校間交流</p> <p>【派遣研修対象者】 中学校2年生で条件を満たす者</p> <p>【派遣人数】 毎年度予算の範囲内で決定</p> <p>【実績】 ・平成13年度、相互に2人(計4人) ・平成14年度は受け入れ2人、以降は新型コロナウイルスの影響で延期</p>	

(参 考)

項 目	両 町 の 現 況		備考
	金光町	鴨方町	
国際交流団体	該当なし	<p>鴨方町国際交流協会</p> <p>【目的】 地域の国際化を推進し、世界の人々との相互理解を深めるとともに、国際親善に寄与する。</p> <p>【設立】平成12年</p> <p>【事業概要】 国際交流のための情報及び資料の収集並びにその提供 親善交流活動の計画及び実施 友好提携都市との交流 外国人研修生、留学生の支援 国際理解のための講座等の企画及びその運営 その他目的達成のために必要な事業</p> <p>【活動内容】 外国人講師の国際理解講演、中国文化交流フェスティバルの開催、産業祭へ国際交流店の出店、国際交流の集いの開催、通訳、翻訳、ホームステイ受入等。</p>	

議案第 2 1 号

平成 1 6 年度金光町・鴨方町合併協議会事業計画（下半期）について

平成 1 6 年度金光町・鴨方町合併協議会事業計画（下半期）について、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 7 月 1 4 日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
会 長 田 主 智 彦

平成16年度金光町・鴨方町合併協議会事業計画

1 会議の日程

平成16年度下半期の会議の日程は次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、開催日時を変更することができるものとする。

	日 時	開催地
第7回	平成16年10月13日(水) 14:00	鴨方町
第8回	11月10日(水) 14:00	金光町
第9回	12月8日(水) 14:00	鴨方町
第10回	平成17年1月19日(水) 14:00	金光町
第11回	2月9日(水) 14:00	鴨方町
第12回	3月9日(水) 14:00	金光町

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提出する。

新市の事務所の位置については、現有庁舎の有効利用を図り、次のとおりとする。

- 1 新市の事務所（本庁舎）の位置は、浅口郡鴨方町大字六条院中 3 0 5 0 番地（現鴨方町役場）とする。
- 2 金光町役場の庁舎は、総合的な支所として有効活用を図り、住民サービスの低下を招かないようにする。

平成 1 6 年 7 月 1 4 日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
会 長 田 主 智 彦

金光町・鴨方町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	4	協定項目名	新市の事務所の位置
調整の内容	<p>新市の事務所の位置については、現有庁舎の有効利用を図り、次のとおりとする。</p> <p>1 新市の事務所（本庁舎）の位置は、浅口郡鴨方町大字六条院中3050番地（現鴨方町役場）とする。</p> <p>2 金光町役場の庁舎は、総合的な支所として有効活用を図り、住民サービスの低下を招かないようにする。</p>		

1 両町の状況

区 分		金光町	鴨方町
本 庁 舎 の 概 要	所 在 地	金光町大字占見新田751番地	鴨方町大字六条院中3050番地
	竣 工 時 期	昭和42年	昭和49年
	増 築 時 期	平成6年、12年、13年	昭和56年
	施 設 構 造 等	本館：鉄筋コンクリート、鉄筋 2階建 分館：鉄筋コンクリート 3階建	鉄筋コンクリート3階建（一部4階）
	延 床 面 積	2,996㎡	3,586㎡
	敷 地 面 積	4,925㎡	6,133㎡
	昇 降 設 備	有	有
	身障者用設備	身障者用トイレ（1・2階） 身障者用駐車場（2区画）	身障者用トイレ（1階） 玄関スロープ
	来客用駐車場	40区画（うち身障者用2区画）	73区画
	公用車駐車場	24区画	24区画
	職員用駐車場	85区画	96区画
	本庁舎職員数	72人	82人
	人 口	12,187人（H12国勢調査）	18,882人（H12国勢調査）
世 帯 数	3,815戸（H12国勢調査）	5,873戸（H12国勢調査）	
公 共 交 通	J R山陽本線 金光駅	J R山陽本線 鴨方駅	
主要アクセス道	一般国道2号	一般国道2号	
主 な 近 隣 の 公 共 施 設	町民会館 図書館 歴史民俗資料館 保健センター 金光宮黒郵便局 玉島警察署金光駅前交番 玉島消防署西出張所	町民会館 町民体育館、武道館、プール 図書館・資料館 健康福祉センター 鴨方郵便局 玉島警察署鴨方交番 笠岡地区消防組合鴨方消防署	

2 庁舎の方式及び特徴

方式	特 徴
本庁・支所	<p>総務・企画・財政などの管理部門、議会や各種行政委員会の事務局部門を本庁に統一し、その他の行政機能は支所に残す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や職員にとって現状に近く、円滑に移行でき、またサービスも今までどおり、住民に違和感なく提供できる。 ・ 既存施設を利用し、必要に応じて増改築を行うため、庁舎の新築に比べて、費用が少なく済む。 ・ 合併による事務の効率化が生かされるよう、事務組織及び機構について検討する必要がある。
分 庁	<p>それぞれの町の施設に行政機能を分散して持たせる。</p> <p>例：建設部門... A町 教育部門... B町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う可能性がある。 ・ 既存施設を利用するため、費用が少なく済む。 ・ 管理上、非効率的である。
本庁・出張所	<p>総務・企画・財政などの管理部門、議会や各種行政委員会の事務局部門のみならずほとんどの行政機能を本庁に移し、出張所は本庁の窓口の延長程度の簡易な事務のみ処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併による事務の効率化が図れる。 ・ 住民サービスの低下が懸念される。 ・ 複数の庁舎の職員が本庁に集約されるため、本庁が手狭となり、大規模な増改築が必要となる。

3 根拠法令等

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 両町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐ。
- 2 財産区の財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐ。

平成16年7月14日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	5	協定項目名	財産の取扱い
調整の内容	1 両町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐ。 2 財産区の財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐ。		

区 分		金 光 町				鴨 方 町				
		土 地	建 物			土 地	建 物			
			木造	非木造	計		木造	非木造	計	
行政財産	本 庁 舎	4,925		2,996	2,996	6,133	138	3,448	3,586	
	その他の行政機関	警察（消防）施設	1,758		160	160		50	50	
		その他の施設	4,463		450	450				
	公共用財産	学校	57,711		18,310	18,310	80,943	1,569	27,406	28,975
		公営住宅	3,698		1,144	1,144	11,048	485	1,432	1,917
		公園	228,260	116	1,039	1,155	111,229	880	246	1,126
		その他の施設	125,336	1,389	9,576	10,965	496,335	3,722	27,550	31,272
そ の 他	26,046	46		46	363					
小 計	452,197	1,551	33,675	35,226	706,051	6,794	60,132	66,926		
普通財産	宅 地	3,234				969				
	山 林					55,449				
	そ の 他	2,037				48,934				
	小 計	5,271				105,352				
合 計	457,468	1,551	33,675	35,226	811,403	6,794	60,132	66,926		

2. 公共施設状況（平成14年度末）

区分			金光町	鴨方町
道路	実延長	m	167,330	306,291
	改良済延長	m	46,884	71,441
	舗装済延長	m	134,535	255,138
橋梁	橋数	数	171	201
	うち永久橋数	数	164	201
公営住宅等		戸	18	45
農道		m	148,522	1,101
林道		m	2,817	16,729
老人福祉センター		箇所	1	
保健センター		箇所	1	1
上水道	給水能力	m ³	5,000	10,000
	給水人口	人	12,499	17,928
下水道	処理人口	人	2,277	3,497
	処理面積	m ²	1,035,266	1,140,000
保育所	箇所数	箇所		2
	定員	人		120
幼稚園	箇所数	箇所	1	3
	定員	人	130	525
小学校	学校数	校	3	4
	児童数	人	611	1,005
中学校	学校数	校	1	1
	生徒数	人	297	476
老人憩の家		箇所	1	1
隣保館		箇所		1
公民館		箇所	1	2
図書館		箇所		1
博物館		箇所		1
体育館		箇所		1
武道館		箇所		1
野球場		箇所		1
プール		箇所		1

3. 有価証券（平成14年度末）

（単位：千円）

区 分	金 光 町	鴨 方 町
みずほホールディングス株券		882
合 計		882

4. 出資による権利（平成14年度末）

（単位：千円）

区 分	金 光 町	鴨 方 町
岡山県信用保証協会出捐金	2,110	3,800
岡山県農業信用基金協会出資金	640	940
岡山県家畜畜産物衛生指導協会出資金	169	224
岡山県郷土文化財団出捐金	347	456
岡山県農林漁業担い手育成財団出捐金	852	1,195
井笠地域地場産業振興センター出捐金		200
岡山県健康づくり財団出捐金	32	45
岡山県暴力追放運動推進センター出捐金	874	1,486
（財）岡山県林業振興基金出捐金	350	548
（財）岡山県動物愛護財団出捐金		425
（株）ケーブルネットワーク金光出資金	294,200	
笠岡放送株式会社出資金		800
土地開発公社出資金	10,000	10,000
合 計	309,574	20,119

5. 物品【車両】（平成14年度末）

（単位：台）

区 分		金 光 町	鴨 方 町
乗 用 車	普 通		2
	小 型	1	5
	軽 四	2	2
貨 物 車	小 型	1	15
	軽 四	13	16
リ フ ト バ ス			1
給 食 運 搬 自 動 車		1	
塵 芥 収 集 車			5
訪 問 入 浴 車		1	
消 防	指 令 車	1	1
	消 防 ポンプ自動車	3	2
	小 型 ポンプ積載車	10	12
	資 機 材 搬 送 車	1	
合 計		34	61

6. 債権（平成14年度末）

（単位：千円）

区 分	金 光 町	鴨 方 町
町社会福祉協会貸付金		2,000
岡山労働金庫（勤労者融資）	9,000	17,000
合 計	9,000	19,000

7. 基金（平成14年度末）

（単位：千円）

区 分	金 光 町	鴨 方 町
財政調整基金	1,072,882	1,040,017
社会体育施設整備基金	256,445	
ふるさとづくり基金	549,348	
地域振興基金	28,444	
土地開発基金	113,034	272,000
ふるさと水と土保全基金	10,560	10,831
文化振興基金	77,039	
し尿処理施設整備基金		11,209
発明くふう奨励基金		2,000
減債基金	158,731	239,870
図書整備基金		63,852
健康福祉施設等整備基金		136,909
運動公園等施設整備基金		60,918
地域づくり基金		400,000
下水道整備基金		245,952
学校施設等整備基金		246,927
J A鴨方健康づくり基金		20,000
駅周辺整備基金		150,000
介護保険給付費準備基金	10	
公共下水道事業基金	106,806	
国民健康保険事業財政調整基金	24,880	59,748
公共下水道事業償還基金		32,951
合 計	2,398,179	2,993,184

8. 地方債（平成14年度末現在高）

（単位：千円）

会計	区 分	金 光 町	鴨 方 町
普通 会計	一般公共事業債	48,259	
	一般単独事業債	1,156,404	1,559,578
	公営住宅建設事業債	66,414	42,574
	義務教育施設整備事業債	374,884	147,130
	災害復旧事業債	996	2,562
	一般廃棄物処理事業債	706,376	43,894
	厚生福祉施設整備事業債		1,124
	地域改善対策特定事業債	509	17,738
	財源対策債	208,325	69,591
	臨時財政特例債	13,436	44,335
	減税補てん債	289,723	388,053
	臨時税収補てん債	55,207	
	臨時財政対策債	245,500	312,000
	調整債	35,469	682
	小 計	3,201,502	2,629,261
特別 会計	公共下水道事業特別会計	4,104,314	5,599,362
	小 計	4,104,314	5,599,362
	合 計	7,305,816	8,228,623

9. 債務負担行為に基づく平成15年度以降支出予定額

（単位：千円）

区 分	金 光 町	鴨 方 町
その他の物件の購入に係るもの	124,016	
利子補給等に係るもの	844,979	970,680
合 計	968,995	970,680

10. 公営企業（平成14年度末）

（単位：千円）

区 分		金光町水道事業	鴨方町水道事業	
固定資産	有形 固定 資産	土 地	96,934	106,553
		建 物	133,901	65,455
		構築物	2,049,088	1,244,021
		機械及び備品	134,284	161,802
		車両及び運搬具	1,105	1,694
		工具器具及び備品	341	151
		合 計	2,415,653	1,579,676
	無形 固定 資産	電話加入権	38	
		水利権		18,710
		庁舎使用権		13,435
		合 計	38	32,145
投資	出資金		4,754	
	投資有価証券		100,000	
	合 計		104,754	
債務	企 業 債	1,729,164	539,860	
	合 計	1,729,164	539,860	

11. 財産区（平成14年度末）

財 産 区 名	主 な 財 産		
	種 目	面 積 (m ²)	基 金 (千 円)
金光町四ヶ村財産区	山 林 等	747,867	39,006
金光町地頭下財産区	山 林 等	279,365	
鴨方町益坂財産区	山 林	712,778	249,792
合 計		1,740,010	288,798

(参考法令)

- ・ 市町村の廃置分合をする場合において財産の処分を必要とするときは、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4項)
- ・ 「財産」とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。(地方自治法第237条第1項)
- ・ 「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利等をいう。(地方自治法第238条第1項)
- ・ 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。(地方自治法第238条第3項)
- ・ 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。(地方自治法第238条第4項)
- ・ 「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。
 - 一 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)
 - 二 公有財産に属するもの
 - 三 基金に属するもの (地方自治法第239条第1項)
- ・ 「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。(地方自治法第240条第1項)
- ・ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(地方自治法第241条第1項)
- ・ 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。(地方自治法第230条第1項)
- ・ 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。(地方自治法第214条)
- ・ 「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために、地方公共団体が設ける施設をいう。(地方自治法第244条第1項)
- ・ 「財産区」は、市町村の一部で財産を有し又は公の施設を設け、その管理及び処分を行うことを目的とする特別地方公共団体である。(地方自治法第1条の3第3項、第294条)

公聴広報事業の取扱いについて

公聴広報事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 広報紙の発行については、合併時に統合し、毎月発行する。
- 2 ホームページについては、合併時に再編し、開設する。
- 3 町勢要覧については、新市において新たに作成する。
- 4 その他公聴広報事業については、新市において調整する。

平成16年7月14日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23 - (4)	協定項目名	公聴広報事業の取扱い
調整の内容	<p>1 広報紙の発行については、合併時に統合し、毎月発行する。</p> <p>2 ホームページについては、合併時に再編し、開設する。</p> <p>3 町勢要覧については、新市において新たに作成する。</p> <p>4 その他公聴広報事業については、新市において調整する。</p>		

項目	両町の現況		調整内容
	金光町	鴨方町	
広報紙	<p>広報紙名：「金光町報」</p> <p>発行部数：4,300部</p> <p>発行日：毎月1日</p> <p>ページ数：基本8ページ、最大12ページ</p> <p>サイズ等：A4版2色刷</p> <p>配布方法：納品後、町内自治組合代表者ごとにまとめて、配布人宅へ配布。</p>	<p>広報紙名：「広報かもがた」</p> <p>発行部数：6,700部</p> <p>発行日：毎月10日</p> <p>ページ数：基本16ページ、最大20ページ</p> <p>サイズ等：A4版2色刷</p> <p>配布方法：納品後、各地区ごとに袋詰し、地区の配布担当者宅へ配布。</p>	合併時に統合し、毎月発行する。
ホームページ	<p>開設日：平成11年10月</p> <p>更新日：随時</p> <p>担当課：総務課</p> <p>内容：金光町のプロフィール、観光情報、イベント紹介、各種行政サービス・業務案内等 例規集の公開</p>	<p>開設日：平成11年2月</p> <p>更新日：随時</p> <p>担当課：企画課</p> <p>内容：鴨方のプロフィール、観光情報、イベント紹介、各種行政サービス・業務案内等</p>	合併時に再編し、開設する。
町勢要覧	<p>発行：平成15年9月発行 5年ごとに発行</p> <p>内容：町の概要及び資料</p> <p>サイズ等：A4版、56ページ</p> <p>作成部数：5,300部（新刊）</p>	<p>発行：平成15年7月（改訂） 随時発行</p> <p>内容：町の概要及び資料</p> <p>サイズ等：A4版、36ページ</p> <p>作成部数：1,000部（改訂版）</p>	新市において新たに作成する。

項目	両町の現況		調整内容
	金光町	鴨方町	
その他 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習、図書館だよりなど住民向け広報紙等の発行 ・県広報紙「グラフ岡山」「晴れの国ジャーナル」等への情報提供 ・ケーブルテレビを利用しての行政広報番組の作成及び各種行政情報の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習、図書館だよりなど住民向け広報紙等の発行 ・県広報紙「グラフ岡山」「晴れの国ジャーナル」等への情報提供 ・ケーブルテレビを利用しての行政広報番組の作成及び各種行政情報提供 ・視覚障害者向け「声の広報」 	新市において調整する。
公聴事業	<p>【「御意見箱」の設置】</p> <p>役場庁舎、町民会館内に設置 また、ホームページの電子メールによる送信も可能</p> <p>【町政懇談会】</p> <p>町政についての説明や、まちづくりに対する町民の提言や要望を聞くため、地区に出向いて随時開催</p>	<p>【「なんでも通信」の実施】</p> <p>毎年7月発行の広報かものがたに返信用封筒を印刷し、全戸配布 また、ホームページの電子メールによる送信も可能</p> <p>【町政懇談会】</p> <p>町政についての説明や、まちづくりに対する町民の提言や要望を聞くため、地区に出向いて随時開催</p>	新市において調整する。

商工観光事業の取扱いについて

商工観光事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 企業誘致関係事業については、新市において関係規則等を制定し、誘致に努める。
- 2 小規模企業対策資金利子等補助制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 商工団体・観光団体、イベント等への助成については、新市において調整する。
- 4 観光振興事業については、現行の事業を活かしながら、新市において魅力ある一体的な振興に努める。

平成16年7月14日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23 - (13)	協定項目名	商工観光事業の取扱い
調整の内容			<p>1 企業誘致関係事業については、新市において関係規則等を制定し、誘致に努める。</p> <p>2 小規模企業対策資金利子等補助制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>3 商工団体・観光団体、イベント等への助成については、新市において調整する。</p> <p>4 観光振興事業については、現行の事業を活かしながら、新市において魅力ある一体的な振興に努める。</p>

項目	両町の現況		調整内容
	金光町	鴨方町	
企業誘致	<p>金光町企業立地促進奨励金交付事業</p> <p>【事業目的】 先進技術を持つ企業を誘致し、雇用機会の拡大を図り、地域住民の生活の安定と向上を目指す。</p> <p>【内容】 先端技術を持つ企業の工場等の新設に対して奨励金を交付する。 工場建設促進奨励金（限度額：2億円） 雇用促進奨励金（限度額：2億円） 事業所等建設促進奨励金（限度額：1億円）</p> <p>【実績】該当なし（H15年度）</p>	<p>鴨方町企業立地促進奨励金交付事業</p> <p>【事業目的】 先端先進技術を持つ企業を誘致し、雇用機会の拡大と産業の高度化を図り、地域住民の生活の安定と向上を目指す。</p> <p>【内容】 先端技術を持つ企業の工場等の新設に対して奨励金を交付する。 工場建設促進奨励金（限度額：5億円） 雇用促進奨励金（限度額：5億円） 研究所等建設促進奨励金（限度額：5億円）</p> <p>【実績】該当なし（H15年度）</p>	新市において関係規則等を制定し、誘致に努める。
工業振興	<p>工業振興奨励金交付事業</p> <p>【事業目的】 地場企業育成、企業立地促進に必要な奨励措置を講じ、工業振興と雇用拡大を促進する。</p> <p>【内容】 工場設置奨励金、工場用地奨励金 水道奨励金 土地提供奨励金</p> <p>【実績】該当なし（H15年度）</p> <p>【工業団地】 占見新田工業団地 5.2ha</p>	該当なし	

項目	両町の現状		調整内容
	金光町	鴨方町	
小規模企業対策資金利子等補助制度	<p>小規模企業対策資金利子等補助制度</p> <p>【目的】 町内の中小企業の設備の近代化、高度化及び商工業の活性化を図る。</p> <p>【内容】 町内の中小企業団体で、制度資金の融資を受けた者に対し、利子及び保証料の補給を行う。</p>	<p>小規模企業対策資金利子等補助制度</p> <p>【目的】 町内の中小企業の設備の近代化、高度化及び商工業の活性化を図る。</p> <p>【内容】 町内の中小企業団体で、制度資金の融資を受けた者に対し、利子及び保証料の補給を行う。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
商工団体への助成	<p>【助成対象】金光町商工会</p> <p>【助成額】 9,450千円（H15年度実績）</p> <p>【目的】 商工会法に基づいて設立された公益法人で商工業者が自主的に運営し、地域の商工業の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進に資する。</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業・工業振興事業 ・観光振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業他 	<p>【助成対象】鴨方商工会</p> <p>【助成額】 9,969千円（H15年度実績）</p> <p>【目的】 商工会法に基づいて設立された公益法人で商工業者が自主的に運営し、地域の商工業の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進に資する。</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業・工業振興事業 ・観光振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業他 	<p>新市において調整する。</p>
観光団体への助成	<p>【助成対象】金光町観光協会</p> <p>【助成額】 198千円（H15年度実績）</p> <p>【活動内容】 町の観光振興、活性化に寄与するため、観光パンフレットの作成、特産品のPR等の事業を行っている。</p>	<p>【助成対象】鴨方町観光協会</p> <p>【助成額】 823千円（H15年度実績）</p> <p>【活動内容】 町の観光振興、活性化に寄与するため、観光パンフレットの作成、特産品のPR等の事業を行っている。</p>	

項目	両町の現状		調整内容
	金光町	鴨方町	
観光イベント助成事業	<p>春・秋植木まつり</p> <p>【目的】 町内の植木の生産の向上と啓蒙、消費の拡大を目指す。</p> <p>【助成額】 400千円（H15年度実績）</p> <p>【主催団体】 金光町花き振興協議会 夏まつり金光</p> <p>【目的】 住民相互のふれあいを図り、明るく、豊かで魅力ある町づくりを目指す。</p> <p>【助成額】 2,000千円（H15年度実績）</p> <p>【主催団体】 金光町商工会 観月茶会</p> <p>【目的】 金光町観光協会及び丸山公園のPRのために実施</p> <p>【助成額】 100千円（H15年度実績）</p> <p>【主催団体】 金光町観光協会</p>	<p>産業祭かもがた</p> <p>【目的】 町の産業を見直すとともに、将来に向けて豊かで活力ある町づくりを目指す。</p> <p>【助成額】 2,595千円（H15年度実績）</p> <p>【主催団体】 鴨方町産業祭実行委員会 夏祭りかもがた</p> <p>【目的】 住民相互のふれあいを図り、明るく、豊かで魅力ある町づくりを目指す。</p> <p>【助成額】 4,267千円（H15年度実績）</p> <p>【主催団体】 夏祭りかもがた実行委員会 町家茶会</p> <p>【目的】 町家公園PRのために実施</p> <p>【助成額】 なし</p> <p>【主催団体】 鴨方町家公園管理組合</p>	
観光振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・観光パンフレット作成 作成年度：平成14年度 作成主体：金光町観光協会 ・観光案内看板設置管理 ・各種観光キャンペーンへの参加 ・特産品開発、PR <p>【特産品】 梨 de 酒、あたご梨、金光饅頭、白桃、ピオーネ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光パンフレット作成 作成年度：平成14年度 作成主体：鴨方町観光協会 ・観光案内看板設置管理 ・各種観光キャンペーンへの参加 ・特産品開発、PR <p>【特産品】 手延べそうめん・手延べうどん、桃、酒、最上塗、天文台もなか</p>	<p>現行の事業を活かしながら、新市において魅力ある一体的な振興に努める。</p>

消防防災事業の取扱いについて

消防防災事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

- 1 防災会議及び水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画及び水防計画を策定する。
- 2 防災行政無線については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に調整する。
- 3 災害時の相互応援協定については、これまでの経緯を踏まえ、新市において新たに締結する。
- 4 消防水利及び自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 5 その他の消防防災関係事業については、新市において調整する。

平成16年7月14日 提出

金光町・鴨方町合併協議会
会長 田主智彦

金光町・鴨方町合併協議会 協議事項の調整内容

協定項目番号	23-(20)	協定項目名	消防防災事業の取扱い
調整の内容	<p>1 防災会議及び水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画及び水防計画を策定する。</p> <p>2 防災行政無線については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に調整する。</p> <p>3 災害時の相互応援協定については、これまでの経緯を踏まえ、新市において新たに締結する。</p> <p>4 消防水利及び自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>5 その他の消防防災関係事業については、新市において調整する。</p>		

項目	両町の現況		調整内容
	金光町	鴨方町	
防災会議	◎金光町防災会議条例 組織：会長及び委員15人以内 任期：2年	◎鴨方町防災会議条例 組織：会長及び委員15人以内 任期：2年	合併時に新たに設置する。
災害対策本部	◎金光町災害対策本部条例 1 目的 2 組織 3 部 4 現地対策本部 5 委任	◎鴨方町災害対策本部条例 1 目的 2 組織 3 部 4 雑則	
水防協議会	◎金光町水防協議会条例 組織：会長及び委員25人以内 任期：職にある期間又は2年	◎鴨方町水防協議会条例 組織：会長及び委員25人以内 任期：職にある期間又は2年	
地域防災計画	計画の概要	<p>1 風水害等対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 町の概要</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第5章 災害復旧計画</p>	新市において策定する。
	防災体制	<p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意体制 ・警戒体制 ・非常体制 <p>【震災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意体制 ・警戒体制 ・非常体制 	

項目	両町の現況		調整内容
	金光町	鴨方町	
地域防災計画	<p>災害対策本部 (設置基準)</p> <p>【設置基準】 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町長は、水防法第23条及び金光町災害対策本部条例に基づき、金光町災害対策本部を設置する。</p> <p>町長は、次の事由が生じた場合、防災会議の意見を徴し、又は会長の専決処分により町本部を設置する。</p> <p>(1) 暴風、大雨、洪水等の気象予警報が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。</p> <p>(2) 気象予警報の発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。</p> <p>(3) 町に大規模な地震、火災その他重大な災害が発生したとき。</p> <p>(4) その他町長が特に必要と認めたとき。</p>	<p>【設置基準】 町長は、町域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは非常体制として鴨方町災害対策本部を設置する。</p> <p>(ア) 暴風、大雨、洪水の警報が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。</p> <p>(イ) 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、または発生の恐れがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。</p> <p>(ウ) 町に大規模な地震、火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。</p> <p>(エ) 町域に有害物質、放射性物質等が大量に放流したとき、または、これにより複合災害を誘発するおそれのあるとき。</p> <p>(オ) 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の事故、その他重大な事故が発生し、必要と認めたとき。</p> <p>(カ) その他災害救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めたとき。</p>	
水防計画	水防配備体制	注意体制 警戒体制	地域防災計画に準ずる。

項目	両町の現況		調整内容	
	金光町	鴨方町		
防災行政無線	移動無線	基地局：金光町役場内 呼 称：ぼうさいこんこう 【移動無線】 呼 称：こんこう 1～15 指令車 1 台、消防車 及び積載車 1 4 台 【携帯型移動無線】 呼 称：こんこう 101～107 役場 7 台 移動無線合計 2 2 台	基地局：鴨方町役場内 呼 称：ぼうさいかもがた 【移動無線】 呼 称：かもがた 公用車 1 2 台 呼 称：かもがた 1 1～2 7 指令車 1 台、消防車 及び積載車 1 4 台 【携帯型移動無線】 呼 称：かもがた 役場 6 台 移動無線合計 3 3 台	現行のまま新市に引き継ぎ、 合併後に調整する。
	その他	岡山県所有の防災行政無線 (地上系・衛星系)	岡山県所有の防災行政無線 (地上系・衛星系)	
災害時の相互 応援協定等	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県下消防相互応援協定 ・消防相互応援協定 (船穂町長、金光町長、鴨方町長、寄島町長、里庄町長) ・災害時における金光町、金光町内郵便局間の相互協力に関する覚書 ・災害時における遙照山簡易保養センターと金光町との相互協力に関する覚書 	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県下消防相互応援協定 ・消防相互応援協定 (船穂町長、金光町長、鴨方町長、寄島町長、里庄町長) ・災害時における鴨方町、鴨方町内郵便局間の相互協力に関する覚書 ・災害時における遙照山簡易保養センターと鴨方町との相互協力に関する覚書 ・鴨方町・笠岡市消防相互応援協定 	これまでの経緯を踏まえ、 新市において新たに締結する。	
消防水利	現況	防火水槽 40 m ³ 以上 3 0 箇所 40 m ³ 未満 1 7 箇所 消火栓：8 8 箇所 消火器格納ボックス：4 4 箇所	防火水槽 40 m ³ 以上 4 3 箇所 40 m ³ 未満 8 箇所 消火栓：2 8 2 箇所	現行のまま新市に引き継ぐ。

項目	両町の現況		調整内容
	金光町	鴨方町	
消防水利 施設整備 の補助等	<p>【消火栓】 設置は地区の要望により行う。道路又は歩道内に設置。全額町負担。なお、開発行為に伴う消火栓設置は、全額業者負担。</p> <p>【防火水槽新設】 設置は地区の要望により行う。全額町費負担。ただし、土地については地区において確保。</p> <p>【その他】 他の消防施設整備については、地区消防後援会長より要望を受け、地区が実施、完了後補助金として町が交付。（上限50万円）</p>	<p>【消火栓】 設置は地区の要望により行う。道路又は歩道内に設置。全額町負担。なお、開発行為に伴う消火栓設置は、全額業者負担。</p> <p>【防火水槽新設】 設置は地区の要望により防災まちづくり補助金と町費で負担。ただし、土地については地区において確保。</p> <p>【その他】 他の消防施設整備については、消防部長からの申請を受け、部が実施、完了後補助金として町が交付。</p>	新市において調整する。
防災倉庫等	<p>防災施設 役場倉庫（1箇所）</p> <p>備蓄資機 材等 ・発電機、投光器、三脚、コードリール、懐中電灯、土のう袋、掛矢、鋸、つるはし、スコップ、ロープ、ハンマー、ビニールシート、一輪車等</p>	<p>防災施設 役場倉庫（1箇所）</p> <p>備蓄資機 材等 ・発電機、投光器、三脚、コードリール、懐中電灯、土のう袋、掛矢、鋸、つるはし、スコップ、ロープ、ハンマー、ビニールシート、一輪車等</p>	現行のまま新市に引き継ぐ。
自主防災組織等	女性防火クラブ （町内全域12部構成）	幼年消防クラブ（3組織） 少年消防クラブ（1組織） 婦人防火クラブ（4組織）	現行のまま新市に引き継ぐ。
防災訓練等	消防団により文化財、林野、病院、施設等の防災訓練を消防署と合同で随時実施。	消防団により林野火災訓練を毎年2月、消防署と合同で実施。	新市において調整する。

【関係法令】

災害対策基本法（抜粋）

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

（第3～5項 省略）

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（災害対策本部）

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

（第2～6項 省略）

7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

（第2～5項 省略）

水防法（抜粋）

（水防計画）

第25条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議にはかつて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

（水防協議会）

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

（第2～4項 省略）

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。